

第366回兵庫県議会提出議案審査参考資料

【企業庁関係付託議案】

(頁)

(令和5年度関係)

第150号議案	令和5年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	2
第151号議案	令和5年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	2
第152号議案	令和5年度兵庫県水源開発事業会計補正予算(第1号)	2
第153号議案	令和5年度兵庫県地域整備事業会計補正予算(第2号)	2
第154号議案	令和5年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算(第2号)	2
第155号議案	令和5年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算(第2号)	2

(令和6年度関係)

第88号議案	公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場)	3
--------	-------------------------------	---

企 業 庁

(令和5年度関係) 第150号～第155号議案
 企業庁 令和5年度 2月補正予算の概要

(単位:千円)

会計	予算区分	令和5年度 現計予算額	令和5年度 補正後予算額	補正額	主な増減	
水道用 水供給事業	収益的収支	収入	15,820,873	15,799,919	△20,954	① 営業外収益の減(長期前受金戻入等) △ 35,744
		支出	14,812,354	14,460,442	△351,912	① 営業費用の減(減価償却費等) △ 384,641
		差引	1,008,519	1,339,477	330,958	
	資本的収支	収入	423,122	419,122	△4,000	① 国庫補助金の減 △ 4,000
		支出	6,605,860	6,358,200	△247,660	① 建設改良費の減 △ 247,660
		差引	△6,182,738	△5,939,078	243,660	
工業用 水道事業	収益的収支	収入	4,102,955	4,127,098	24,143	① 固定資産売却益の増(加古川市に用地売却) +13,350
		支出	3,430,008	3,350,785	△79,223	① 営業費用の減(人件費、委託料等) △ 99,425
		差引	672,947	776,313	103,366	
	資本的収支	収入	20	2,769	2,749	① 用地売却代金 +2,749
		支出	2,182,299	2,043,754	△138,545	① 建設改良費の減 △ 138,547
		差引	△2,182,279	△2,040,985	141,294	
水源 開発	資本的収支	収入	60,727	19,654	△41,073	① 一般会計補助金の減 △ 41,073
		支出	60,727	19,654	△41,073	① ダム管理負担金の減(保守管理経費) △ 41,073
		差引	0	0	0	
地域 整備事業	収益的収支	収入	3,357,627	4,386,255	1,028,628	① 土地売却収益の増 +2,031,749
		支出	2,951,576	4,328,875	1,377,299	② 特別利益の減 △ 932,961
		差引	406,051	57,380	△348,671	① 土地売却収益に係る土地売却原価等の増 +2,309,107
	資本的収支	収入	44,498	78,752	34,254	② 特別損失の減 △ 931,808
		支出	2,664,076	3,463,247	799,171	① 一般会計長期貸付金償還の増 +48,871
		差引	△2,619,578	△3,384,495	△764,917	① 地域整備費の実績減 △ 153,629
企業 資産 運用事業	収益的収支	収入	1,343,250	1,405,354	62,104	② 企業債償還金の増 +952,800
		支出	1,290,206	1,283,566	△6,640	① メガソーラー売電収入の実績増 +39,359
		差引	53,044	121,788	68,744	① 営業費用の減(委託料等) △ 18,076
	資本的収支	収入	205,322	205,322	0	① 他会計貸付金償還金(工水会計)
		支出	51,476	51,149	△327	
		差引	153,846	154,173	327	
地域 創生 整備事業	収益的収支	収入	20,748	7,451	△13,297	① 特別利益の減 △ 19,990
		支出	20,715	175,846	155,131	(ひょうご小野産業団地分譲終了に伴うもの)
		差引	33	△168,395	△168,428	① 特別損失の増 +161,525
	資本的収支	収入	30	71,003	70,973	(ひょうご小野産業団地分譲終了後の道路工事)
		支出	835,963	517,126	△318,837	① 退職給付引当金戻入に伴う増 +70,973
		差引	△835,933	△446,123	389,810	① ひょうご情報公園都市整備事業の実績減等 △ 343,765
合 計	収益的収支	収入	24,645,453	25,726,077	1,080,624	
		支出	22,504,859	23,599,514	1,094,655	
		差引	2,140,594	2,126,563	△14,031	
	資本的収支	収入	733,719	796,622	62,903	
		支出	12,400,401	12,453,130	52,729	
		差引	△11,666,682	△11,656,508	10,174	資本的収支の不足額は、内部留保資金で補填

(令和6年度関係)

第88号議案

公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立淡路夢舞台 国際会議場	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 淡路夢舞台は各施設が連携した複合型施設であり、滞在型の国際会議等に適した会議場として当会議場に隣接するホテルとの一体的な運営が求められる施設であることから、これまでの管理実績を踏まえ、効果的な管理運営が期待できる。	

第366回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 5 年度関係)

第 1 3 5 号議案	令和 5 年度兵庫県一般会計補正予算（第 5 号）中	3
	第 1 表 歳出関係部分	
	第 2 表 関係部分	
第 1 3 7 号議案	令和 5 年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 5 6 号議案	令和 5 年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
第 1 6 5 号議案	阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更について の同意	5
第 1 6 6 号議案	ひょうごインフラ整備基本方針の改定	7
第 1 7 0 号議案	主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事請負契約の変更	13
第 1 7 1 号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期浜坂第 2 トンネル（仮称）建設工事（東工区） 請負契約の変更	14
第 1 7 2 号議案	一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の変更	15
第 1 7 3 号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 D ランプ橋上部工事請負 契約の変更	16
第 1 7 4 号議案	二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変更	17
第 1 7 7 号議案	都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その 1）請負契約の締結	18
報 第 3 号	専決処分の承認	19
報 第 4 号	専決処分の承認	20
報 第 5 号	専決処分の承認	22

(令和 6 年度関係)

第 3 1 号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中 関係部分	25
第 4 8 号議案	流域下水道事業についての市町負担額の決定	26
第 7 9 号議案	公の施設の指定管理者の指定（尼崎西宮芦屋港上屋、給水施設、野積場及び その他施設）	27
第 8 0 号議案	公の施設の指定管理者の指定（姫路港上屋、起重機、給水施設、野積場、 その港湾施設用地及びその他施設）	
第 8 1 号議案	公の施設の指定管理者の指定（尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設並びに これに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地）	
第 8 2 号議案	公の施設の指定管理者の指定（尼崎西宮芦屋港兵庫県立甲子園浜海浜公園）	28
第 8 3 号議案	公の施設の指定管理者の指定（淡路交流の翼港港湾施設）	

土 木 部

令和5年度2月補正予算概要

令和5年度2月補正予算について [土木部]

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B
一般会計	162,092,009	△ 8,882,618	153,209,391
港湾整備事業特別会計	3,466,417	148,675	3,615,092
流域下水道事業会計	63,530,134	△ 9,949,169	53,580,965
合計	229,088,560	△ 18,683,112	210,405,448

2 補正予算の主なもの

(単位：千円)

事業名	今回補正額	内容
① 公共事業費	△ 1,456,190	当初予算分に係る公共事業の実績減※ (61,882,000 → 60,425,810)
② 国土強靱化緊急対策事業費	△ 1,651,137	12月補正予算分に係る公共事業の実績減 (25,467,000 → 23,815,863)
③ 国直轄事業負担金	△ 86,103	当初予算分に係る負担金の実績減※ (10,062,000 → 9,975,897)
④ 国直轄国土強靱化緊急対策事業負担金	268,700	12月補正予算分に係る負担金の実績増 (2,604,000 → 2,872,700)
⑤ 県単独土木事業費	393,393	緊急に対応すべき事業に要する経費の増 ・ 県管理道路等における緊急安全対策： 300,000 (0 → 300,000) ・ 天神川氾濫災害生活再建資金： △77,845 (90,000 → 12,155) ・ 天神川氾濫災害補償金： 171,238 (0 → 171,238)
⑥ 道路橋りょう管理費	16,466	・ 今後の除雪体制確保に関する分析・検討による増 1,000 (0 → 1,000) ・ 施設管理費の増 等 15,466 (1,034,894 → 1,050,360)
⑦ 災害復旧事業費	△ 4,421,462	災害復旧に係る当初予算編成時における枠設定分からの実績減 ・ 公共土木施設 : △4,366,132 (9,099,000 → 4,732,868) ・ 県単独土木施設 : △103,118 (1,056,000 → 952,882) ・ 国直轄負担金 : 47,788 (0 → 47,788)
うち台風7号災害	337,739	台風7号災害に係る9月補正予算計上額からの実績増 ・ 公共土木施設 : 552,823 (3,199,000 → 3,751,823) ・ 県単独土木施設 : △215,084 (1,056,000 → 840,916)

[※投資補助の実績増にかかる工種は、9月補正予算で増額補正済 (①公共：+1,529,000、③直轄：+368,000)]

令和5年度 事件決議

令和5年度関係

第165号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意

阪神高速道路（兵庫県道高速大阪池田線等）において、令和6年度から新たな料金体系を導入するにあたり、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）から事業変更の同意申請があったため、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定により同意しようとする。

1 基本料金及び特別の措置における割引の変更

(1) 変更の概要

① 上限料金の見直し 例) 普通車の上限料金を1,320円から1,950円に見直し

対距離料金制を基本とした公平な料金体系の実現に向けて、上限料金を見直し

車種区分	上限料金	
	現行	変更後
軽自動車等	1,090円 (993.0912)	1,590円 (1448.88)
普通車	1,320円 (1203.8640)	1,950円 (1773.60)
中型車	1,560円 (1414.6368)	2,310円 (2098.32)
大型車	2,080円 (1888.8756)	3,110円 (2828.94)
特大車	3,350円 (3048.1260)	5,080円 (4614.90)

() は税抜表示

② 事業者向け大口・多頻度割引の割引率の拡充 下線部適用時、最大割引率が45%(10%拡充)

【令和14年3月31日まで】

ア) 車両単位割引

月額利用金額^{※1}に応じて適用する車両単位の割引率を下表1に変更。加えて、特定路線^{※2}のみの通行に係る月間利用金額^{※1}に応じて適用する車両単位の割引率を下表2に変更

※1 通行料金を支払うETC車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとに徴収する料金の額の1ヶ月の合計額

※2 県内特定対象路線 3号神戸線（月見山～摩耶）、5号湾岸線、7号北神戸線、31号神戸山手線

表1

月間利用額区分	割引率	
	現行	変更後
5,000円以下の部分	0%	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	15%	20%
30,000円を超える部分	20%	<u>25%</u>

表2

月間利用額区分	割引率	
	現行	変更後
10,000円以下の部分	0%	0%
10,000円を超える部分	5%	<u>10%</u>

イ) 契約単位割引 現行のとおり

契約単位の月間利用額の合計額が100万円を超え、かつ、1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合に、10%の割引率を適用

③神戸都心流入割引 **大阪北部方面を拡充。明石方面は現行のとおり**

【令和14年3月31日まで】

大阪北部方面(名神高速吹田JCT以遠)から神戸都心部へ流入する場合に、3号神戸線を避けて中国道・7号北神戸線を経由する料金を経路によらず起終点間の最安料金と同一料金に割引(流出の場合も同様)

【区間例：名神高速茨木 IC ⇔ 3号神戸線京橋 IC】

区間	経路	距離	現行	変更後
茨木 ⇔ 京橋	名神高速・ 3号神戸線経由 (都心経由)	40.9km	1,760円	1,760円
	中国道・ 7号北神戸線経由 (都心迂回)	53.9km	2,190円	1,760円 (▲430円)

④神戸都心迂回利用割引 **新規導入**

第二神明伊川谷JCT以遠⇔名神高速吹田JCT以遠等を通行する場合に、神戸都心部を避けて7号北神戸線・中国道を利用する料金を経路によらず起終点間の最安料金に割引

【区間例：第二神明大久保 IC ⇔ 名神高速茨木 IC】

区間	経路	距離	現行	変更後
大久保 ⇔ 茨木	3号神戸線・ 名神高速経由 (都心経由)	69.3km	2,530円	2,530円
	7号北神戸線・ 中国道経由 (都心迂回)	69.5km	2,650円	2,530円 (▲120円)

⑤深夜割引の導入 **新規導入**

午前0時から午前4時までの間に阪神高速道路の入口を通過する自動車に対して、20%の割引率を適用

(参考) その他の割引等

現在適用されているその他の割引(以下)は継続

障害者割引 … 障害者(同乗含む。)の利用に5割引適用

環境ロードプライシング割引 … 5号湾岸線を利用する大型車に3割引等適用

短距離区間利用割引 … 1区間 4.3km以下の利用に下限料金適用

他

(2) 導入期日

令和6年6月1日以降、会社が別に定める日から実施

2 料金の徴収期間の延長

平成26年からの点検強化等により必要となった道路構造物の更新工事の財源を確保するため、料金の徴収期間を「令和44年9月18日まで」から「令和53年3月31日まで」に延長

第166号議案 ひょうごインフラ整備基本方針の改定

「躍動する兵庫」の実現に向け、「ひょうごビジョン 2050」に描く「強靱で持続可能な社会」をめざしたインフラ整備を推進するため、基本方針を策定する。

第1部 インフラを取り巻く社会情勢等

第1章 方針の基本的事項等

1. 基本的事項

(1) 目標年次

2050年度（令和32年度）（「ひょうごビジョン2050」）

(2) 対象事業

土木部・まちづくり部・農林水産部所管のインフラ整備事業

(3) 対象施設

道路、街路、交通安全施設、道路保全、河川（ダム含む）、砂防、港湾、海岸、下水道、空港、公園、県住、農道、治山、ため池、ほ場、林道、漁港、漁港海岸、農地海岸

(4) 財政フレーム

持続可能な行財政基盤の確立に向け策定された県政改革方針の財政フレームを遵守

(5) 基本方針の具体化

長期視点の基本方針に基づき、計画的に透明性を確保し事業を推進するため、今後10年間の具体的な事業^{*}を示した、ひょうごインフラ整備プログラムを策定

※総事業費1億円以上の県事業（維持修繕事業・災害復旧事業・国直轄事業を除く）

2. インフラを取り巻く社会情勢

(1) 兵庫県の人口減少と高齢化率

(2) 兵庫県の人口偏在の拡大

(3) インフラ整備の担い手不足の深刻化

(4) 激甚化・頻発化する豪雨災害

(5) 切迫する南海トラフ地震

(6) 高規格道路ネットワーク形成の需要の増大

(7) インフラ施設の老朽化の進行

(8) グリーン社会の実現に向けた動き

(9) インフラ分野におけるデジタル技術活用の加速

(10) 通学路等の生活道路の安全性確保に対するニーズの高まり

第2部 今後のインフラ整備の取り組み

第1章 基本方針

人口減少やカーボンニュートラルなど社会変化の潮流を前提として、強靱で持続可能な社会の礎となるインフラの構築に向け、「Ⅰ.防災・減災、Ⅱ.経済、Ⅲ.持続、Ⅳ.生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進する。

第2章 施策の概要

Ⅰ. 「防災・減災」：防災・減災対策による自然災害に強い社会の実現

激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震等に対し、県民が安心して暮らすことができ、自然災害に強い社会を実現できるよう、インフラを整備

1. 切迫する大規模地震に備える地震・津波対策

東日本大震災や能登半島地震で改めて地震・津波対策の重要性が認識される中、南海トラフ地震等に対する津波対策や橋梁の耐震化等を着実に推進

(1) 津波対策の推進

(2) 道路防災の推進

2. 頻発する風水害に備える総合的な治水対策

風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策や高潮対策等を重点的に推進

(1) 河川の事前防災対策の推進

(2) 高潮対策の推進

(3) ため池等の防災対策の推進

3. 土砂災害対策

人家等の保全のため、治山ダムや砂防堰堤等の重点整備を推進

(1) 山地防災・土砂災害対策の推進

(2) 堆積土砂撤去の推進

4. 発災後の迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の機能強化

災害発生後の初期段階から交通の確保が可能となるよう緊急輸送道路等の整備を集中的に推進

(1) 緊急輸送道路等の機能強化

(2) 高規格道路ミッシングリンク解消等による道路ネットワークの強化 (Ⅱ-1再掲)

5. 減災のための情報発信

河川氾濫、土砂災害や高潮被害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、災害危険情報をより一層充実し、より使いやすく親しみやすいサイトを目指す。さらには、常に進歩するインフラ分野のDXの動向に注視しながら最新のデジタル技術を活用し、防災減災情報の高度化によるシステムの改善に努める。

(1) 市町の警戒避難活動に役立つ予測システムの構築・活用 (市町向け)

(2) 県民の自主避難活動に役立つ情報の提供 (県民、市町向け)

6. 災害復旧

激甚化・頻発化する豪雨災害等において発生した、河川堤防決壊や道路斜面崩壊等の被災施設について、早期の災害復旧に取り組む。

II. 「経済」：経済成長の実現

人・モノ・投資を呼び込み、持続的な経済成長が実現できるよう、物流・産業・交流の支えとなる道路ネットワーク整備や港湾の機能強化等のインフラを整備

1. 高規格道路ネットワークの充実強化

県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークの早期整備を推進

- (1) 高規格道路の整備推進
- (2) 高規格道路の利活用の推進

2. 港湾の機能強化・利用促進

物流・産業・交流を支える港湾の機能強化を図るとともに、港湾施設の計画的な更新・新設など港湾の利活用を推進

- (1) 港湾の機能強化
- (2) 港湾の利用促進

3. 空港の有効活用・利便性向上

関西のさらなる発展を支える航空ネットワークの構築をめざして、関西3空港およびコウノトリ但馬空港の利活用を促進

- (1) 航空需要を取り込みのための関西3空港の利用促進
- (2) コウノトリ但馬空港の利活用促進

4. 大阪湾ベイエリアの活性化

人口・産業の集積や充実した交通インフラなど、新時代の成長エンジンのコアとして高いポテンシャルを持つ大阪湾ベイエリアに人・モノ・投資を呼び込むため、観光・交流機能や産業機能の強化を推進

- (1) 尼崎フェニックス事業用地の利活用
- (2) 港への旅客船の受け入れ環境の向上
- (3) スーパーヨット誘致の促進

5. 農林水産基盤の整備

基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開のため、効率的な農業生産基盤の確立、資源循環型林業の構築、漁業生産活動を支える拠点施設の整備を推進

- (1) 農業基盤の整備
- (2) 林業基盤の整備
- (3) 水産基盤の整備

Ⅲ. 「持続」：老朽化対策や脱炭素化への取り組み等による持続可能な社会の実現

持続可能な社会を実現できるよう、施設の計画的な老朽化対策、地域のニーズ等に応じた施設の統廃合、播磨臨海地域のカーボンニュートラル、インフラ分野のDX等を推進

1. 計画的・効率的な老朽化対策

インフラ施設の機能を維持するため、計画的な老朽化対策や適切な維持管理を推進

- (1) 老朽化対策の実施
- (2) 施設の統廃合
- (3) 安全安心な日常維持管理の実施

2. 官民連携（参画と協働による維持管理）

「ひょうごアドプト」など、地域住民が主体となって実施する草刈り等の軽易な維持管理や美化活動を支援する。

3. カーボンニュートラルの実現

インフラ分野の脱炭素化等によりグリーン社会の実現を目指すため、港湾における脱炭素化に向けたカーボンニュートラルレポートの形成や下水道の汚泥エネルギーの有効利用、生物多様性の確保に向けた取組等を推進

- (1) カーボンニュートラルレポートの形成
- (2) 下水汚泥エネルギーの有効利用
- (3) 生物多様性の確保
- (4) ブルーカーボン生態系の保全と再生

4. インフラDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

インフラ分野のデジタル化・スマート化を推進し、i-Constructionによる建設現場のさらなる生産性向上や、整備・維持管理の高度化、さらには、デジタル社会に適応した働き方改革などに取り組む。また、国のインフラ分野のDXアクションプランのネクスト・ステージへの分野網羅的・組織横断的な取り組みなどを見据えながら、デジタル技術の更なる活用に努める。

5. 持続可能な建設業

インフラ整備の主軸を担う建設企業などの健全な育成を推進

Ⅳ. 「生活」：安全安心で住みやすい県民生活の実現

高齢者や子供など全ての県民が安全に安心して暮らせるよう、必要なインフラを整備・確保

1. 安全安心な暮らしの実現

県民の安全安心な暮らしの実現を目指し、歩行者や自転車の通行空間の確保や水上オートバイの危険行為の対策強化を推進

- (1) 歩行者の安全・安心な通行空間の確保
- (2) 自転車の安全で快適な通行空間の確保
- (3) 水上オートバイによる危険行為等の対策強化

2. 地域の交流・日々の暮らしを支える道路整備

高規格道路を補完する幹線道路の整備や良好な市街地の形成を図る街路網の整備、円滑な交通流を確保する渋滞対策などを推進

- (1) 地域の個性ある発展を支える幹線道路網の整備
- (2) 街路網の整備推進
- (3) 渋滞対策の推進
- (4) 問題踏切の解消
- (5) 生活道路の整備推進

3. 県民の移動を支える公共交通の維持・活性化

豊かで活力ある県民生活を支える持続可能で安全・安心な公共交通ネットワークの構築を促進

- (1) 鉄道の利便性向上・利用促進
- (2) 生活交通の維持・活性化

4. 都市の環境改善

「防災」、「安全・快適」、「景観・観光」の観点から無電柱化を推進するとともに、快適で賑わいのある親水空間の創出や自然環境の保全と再生を推進

- (1) 無電柱化の推進
- (2) 環境整備の推進

5. 安心・快適な都市基盤の整備

「活力あふれる地域づくり」「子育て」「環境との共生」「安全安心な地域づくり」「持続可能なパークマネジメント」を掲げ、都市公園の整備を推進

6. 中心市街地等の活性化

賑わいや交流の都市機能整備による中心市街地の活性化、都市の防災機能の向上による安全な市街地の形成等を図るため、市街地整備事業を推進

- (1) 市街地再開発事業の推進
- (2) 土地区画整理事業の推進

7. 良好な居住機能の確保

低額所得者、高齢者、障害者及び子育て世帯等の住宅困窮者に対して、低廉で良質な住宅の供給を推進

第3部 推進方策

本方針を的確に遂行し、その効果を一層高めるための留意事項を「推進方策」として取りまとめた。

第1章 事業の重点化・効率化

1. 選択と集中の徹底
2. 事業効果の早期発現

3. コスト縮減の徹底
4. インフラ施設を最大活用するためのハード対策とソフト対策の一体的な推進
5. 施策・事業の点検と評価

第2章 地域の実情に応じたインフラ整備

1. 地域の課題等にきめ細やかに対応する即効対策
2. 地域の活性化に資する事業の重点的な推進
3. 地域の自然環境等に配慮した美しい景観づくり
4. 地域の良好な環境づくり

第3章 インフラ施設の品質確保と建設企業等の健全育成

1. インフラ施設の品質確保
2. 建設企業等の健全育成 再掲

第4章 県民への積極的な情報発信・官民連携による維持管理の推進

1. インフラ整備に対する県民理解の促進
2. 事業進捗に応じた積極的な説明と合意形成
3. 官民連携による維持管理の推進

第170号議案 とよおかたけのせん 主要地方道豊岡竹野線（仮称） きのさきおおはし 城崎大橋橋梁上部工事請負契

約の変更

第345回兵庫県議会において議決のあった、第87号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
4,932,400,000円	5,134,818,700円	202,418,700円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
448,400,000円	466,801,700円	18,401,700円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

川田建設・日本ピーエス・日本高圧コンクリート特別共同企業体

（代表者）

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

（構成員）

・株式会社日本ピーエス神戸営業所

所長 野波 秋成

・日本高圧コンクリート株式会社P C事業部大阪支社

支社長 工藤 幸弘

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第171号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第158号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
7,196,433,200円	7,380,027,600円	183,594,400円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
654,221,200円	670,911,600円	16,690,400円

3 契約の相手方

神戸市中央区播磨町49番地

前田・川嶋・日下部特別共同企業体

（代表者）

前田建設工業株式会社神戸営業所

所長 大西 隆司

（構成員）

- 株式会社川嶋建設本社
代表取締役社長 川嶋 祐紀
- 日下部建設株式会社
代表取締役 井上 修

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第172号議案 ^{だいもんぼし} 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第160号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
528,859,100円	541,668,600円	12,809,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
48,078,100円	49,242,600円	1,164,500円

3 契約の相手方

大阪市西区土佐堀 1 - 4 - 11

宮地エンジニアリング株式会社関西支社

取締役執行役員関西支社長 塚本 啓一

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第173号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第162号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1, 365, 152, 800円	1, 411, 922, 105円	46, 769, 305円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
124, 104, 800円	128, 356, 555円	4, 251, 755円

3 契約の相手方

大阪府中央区本町4-3-9

横河^{よこがわ}NSエンジニアリング・日本橋梁特別共同企業体

(代表者)

株式会社横河^{よこがわ} NSエンジニアリング大阪営業部

大阪営業部長 砂川^{すなかわ} 圭司^{けいし}

(構成員)

日本橋梁株式会社大阪営業所

所長 大山^{おおやま} 浩伸^{ひろのぶ}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第174号議案 ひがしがわ つとがわ 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の 変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第167号議案 ひがしがわ つと 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

ひがしがわ つと 二級河川東川水系津門川 地下貯留管他整備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
8,630,256,877円	8,714,071,300円	83,814,423円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
784,568,807円	792,188,300円	7,619,493円

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通3丁目1番19号

だいほう たむら 大豊・ソネック・田村特別共同企業体

(代表者)

だいほう 大豊建設株式会社神戸営業所

所長 かしわ かずなり 柏 和成

(構成員)

・株式会社ソネック

代表取締役社長 やまもと たかひろ 山本 貴弘

・株式会社田村組

代表取締役 たむら はやと 田村 勇人

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第177号議案 あまがさきたからづかせん 都市計画道路尼崎宝塚線 はんきゅうりつたいこうく (阪急立体工区) 道路改良工事

(その1) 請負契約の締結

都市計画道路あまがさきたからづかせん 尼崎宝塚線 はんきゅうりつたいこうく (阪急立体工区) 道路改良工事 (その1) に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

都市計画道路あまがさきたからづかせん 尼崎宝塚線 はんきゅうりつたいこうく (阪急立体工区) 道路改良工事 (その1)

2 契約金額

1, 173, 920, 000円

3 契約の相手方

南あわじ市あましまち阿万下町261番地2

さかもと 坂本・みはらかいほつ 三原開発特別共同企業体

(代表者)

株式会社さかもとけんせつ坂本建設

代表取締役 やすだ 安田 かつひこ 勝彦

(構成員)

みはらかいほつ 三原開発株式会社

代表取締役 しらはま 白濱 よしふみ 吉文

4 工事の概要

(1) 施工場所

あまがさきしみなみむこのそう 尼崎市南武庫之荘～むこちよう 武庫町

(2) 工事内容

施工延長 L=300.0m 幅員 W=12.0 (21.0) m

(3) 工期

令和7年8月29日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札 (総合評価落札方式) ※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

1, 173, 700, 000円

(4) 最高入札金額

1, 265, 000, 000円

報第3号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和5年12月19日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

2 和解

上記災害についての和解

3 損害賠償の額及び相手方

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
194,334円	伊丹市	
203,816円	伊丹市	
45,491円	伊丹市	
41,316円	伊丹市	
435,062円	伊丹市	
38,816円	宝塚市	
1,036,682円	東京都千代田区	
267,605円	神戸市北区	

報第4号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年1月24日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

2 和解

上記災害についての和解

3 損害賠償の額及び相手方

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
409,910円	伊丹市	
100,980円	東京都千代田区	
401,800円	吹田市	
117,736円	伊丹市	
284,202円	伊丹市	
48,816円	伊丹市	

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
853,009 円	伊丹市	
	伊丹市	
1,086,677 円	伊丹市	
50,816 円	伊丹市	
179,265 円	伊丹市	
429,946 円	伊丹市	
366,310 円	伊丹市	
7,878,109 円	東京都台東区	
3,899,466 円	伊丹市	
260,886 円	伊丹市	
166,114 円	伊丹市	
129,832 円	宝塚市	
	東京都中央区	
88,816 円	宝塚市	
	神戸市中央区	
739,070 円	大阪市中央区	
5,227,586 円	宝塚市	
1,024,702 円	伊丹市	

報第5号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年2月7日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

2 和解

上記災害についての和解

3 損害賠償の額及び相手方

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
3,900,932円	東京都品川区	
310,000円	神戸市中央区	
5,984,506円	伊丹市	
421,775円	伊丹市	
9,248,280円	伊丹市	
146,906円	伊丹市	
3,536,559円	伊丹市	
117,305円	宝塚市	

損害賠償額	相手方	
	住 所	氏 名
97,040 円	伊丹市	
139,696 円	西宮市	
2,211,360 円	神戸市中央区	
400,938 円	川西市	
67,320 円	神戸市中央区	

令和6年度 条例・事件決議

令和6年度関係

第31号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

(略)

(2) 兵庫県港湾施設管理条例の一部改正

尼崎西宮芦屋港及び姫路港に設置している港湾施設について、新たにその管理を指定管理者に行わせることに伴い、その利用料金の基準額を定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

(略)

(2) 兵庫県港湾施設管理条例の一部改正

ア 港湾施設のうち、起重機の使用の許可を受けた者が納める使用料の金額の上限額を改める（別表第1関係）。

イ 指定管理者が管理する港湾施設のうち、起重機、給水及び野積場を使用する場合の利用料金の基準額を定める（別表第2関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

第48号議案 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名 称	市 町 名	負 担 額
武庫川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 宮 市 三 田 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
武庫川流域下水道 (下流処理区)	尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市	1 汚水処理経費 当該年度の計画維持管理費を計画流入水量(分流式、合流式により補正)で除した額に当該市の当該年度の流入水量を乗じて得た額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費(尼崎市、西宮市、伊丹市) 雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得た額
揖保川流域下水道 (揖保川処理区)	姫 路 市 た つ の 市 宍 粟 市 太 子 町	当該年度の計画維持管理費(水質により補正)を計画流入水量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度の実維持管理費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 脇 市 三 木 市 小 野 市 加 西 市 加 東 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (下流処理区)	加 古 川 市 高 砂 市 稲 美 町 播 磨 町	1 汚水処理経費 当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費(加古川市)
猪名川流域下水道 (原田処理区)	伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 猪 名 川 町	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額

第79～83号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
尼崎西宮芦屋港上屋、 給水施設、野積場及び その他施設	姫路市飾磨区細江1282番地 ひょうご埠頭株式会社 代表取締役社長 亀井 浩之	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設の管理運営業務は、公共性を維持しつつ、港湾利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められる。 ひょうご埠頭株式会社は、姫路港及び尼崎西宮芦屋港の港湾施設の公共性を維持しつつ、運営の合理性を図るため、県、姫路市、西宮市、港湾利用者が出資して設立された法人であり、本施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。	
姫路港上屋、起重機、 給水施設、野積場、そ の他港湾施設用地及 びその他施設	姫路市飾磨区細江1282番地 ひょうご埠頭株式会社 代表取締役社長 亀井 浩之	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設の管理運営業務は、公共性を維持しつつ、港湾利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められる。 ひょうご埠頭株式会社は、姫路港及び尼崎西宮芦屋港の港湾施設の公共性を維持しつつ、運営の合理性を図るため、県、姫路市、西宮市、港湾利用者が出資して設立された法人であり、本施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。	
尼崎西宮芦屋港来訪船 舶係留施設並びにこれ に隣接する修景護岸、 駐車場及び緑地	西宮市西宮浜4丁目16番1号 新西宮ヨットハーバー株式会社 代表取締役社長 大谷 俊洋	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は新西宮ヨットハーバーと一体的な施設であることから、同社が一元的に管理することによって、適切で効率的な管理運営が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
尼崎西宮芦屋港兵庫県 立甲子園浜海浜公園	西宮市六湛寺町10番3号 西宮市 市長 石井 登志郎	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本公園は地元市民の要望により設置した公園であり、地元市である同市が管理を行うことで、市民の意向に沿った適正かつ確実な管理運営が期待できる。	
淡路交流の翼港港湾施設	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は淡路夢舞台に隣接しており、同施設との密接な連携により、その機能が発揮されることから、同社が一元的に管理運営を行うことで、適切で効率的な管理運営が期待できる。	

第366回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 5 年度関係)

令和 5 年度 2 月補正予算	2
第135号議案 令和 5 年度兵庫県一般会計補正予算 (第 5 号) 中 第 1 表 歳出関係部分 第 2 表 関係部分	
第136号議案 令和 5 年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算 (第 1 号) 中 関係部分	
第139号議案 令和 5 年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
第140号議案 令和 5 年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算 (第 2 号) 中 関係部分	
令和 5 年度事件決議	4
第175号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更	5
第176号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更	6

(令和 6 年度関係)

令和 6 年度事件決議	7
第23号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例中 関係部分	8
第31号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中 関係部分	9
第37号議案 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例中 関係部分	10
第41号議案 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
第42号議案 建築基準条例の一部を改正する条例	12
第43号議案 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例	13
第84号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立明石公園)	17
第85号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立淡路夢舞台公苑、兵庫県立灘山緑地及び 兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン)	17
第86号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県営住宅 (北播磨地区・西播磨地区・但馬地区・ 丹波地区・淡路地区))	17

令和5年度2月補正予算概要

令和5年度2月補正予算について [まちづくり部]

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	既定予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B
一般会計	15,263,811	△ 1,168,067	14,095,744
特別会計	県有環境林事業	△ 1,023	51,166
	県営住宅事業	△ 567,857	27,657,160
	勤労者総合福祉施設整備事業	137	267,198
	計	△ 568,743	27,975,524
合計	43,808,078	△ 1,736,810	42,071,268

2 補正予算の主なもの

(単位：千円)

事業名	今回補正額	内容
① 公共事業費 (国土強靱化緊急対策事業費含む)	△ 81,149	当初予算及び補正予算分に係る国庫補助実績減 (2,533,000 → 2,451,851)
② 国直轄事業負担金 (国直轄国土強靱化緊急対策事業負担金含む)	△ 7,816	当初予算及び補正予算分に係る国庫補助実績減 (242,000 → 234,184)
③ 災害復旧事業費	△ 100,000	災害復旧(公共土木施設)に係る所要額の減 (100,000 → 0)
④ [県営住宅事業特別会計] 公営住宅整備費	△ 412,384	県営住宅の整備等にかかる事業費の減等 (6,026,728 → 5,614,344)
⑤ [県営住宅事業特別会計] 県営住宅団地環境改善事業費	△ 307,545	県営住宅の高層住宅耐震等改修にかかる事業費の減等 (2,995,240 → 2,687,695)

令和 5 年度 事件 決議

第175号議案 兵庫県立総合衛生学院^{そうごうえいせいがくいん}電気設備工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第209号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院電気設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
656,700,000円	705,136,300円	48,436,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
59,700,000円	64,103,300円	4,403,300円

3 契約の相手方

神戸市中央区京町70番地

住友・平尾^{すみとも ひらお}特別共同企業体

(代表者)

住友電設株式会社 神戸支店

支店長 奥村^{おくむら かずひろ} 和弘

(構成員)

平尾電工株式会社

代表取締役 平尾^{ひらお ひでき} 秀樹

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第176号議案 兵庫県立総合衛生学院^{そうごうえいせいがくいん}空気調和設備工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第210号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
608,300,000円	651,630,100円	43,330,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
55,300,000円	59,239,100円	3,939,100円

3 契約の相手方

神戸市中央区港島中町6丁目9番1

精研^{せいけん}・三神^{さんしん}特別共同企業体

(代表者)

株式会社精研^{せいけん} 神戸営業所

所長 久保田^{くぼた} 博之^{ひろゆき}

(構成員)

三神工業^{さんしんこうぎょう}株式会社

代表取締役 高谷^{たかたに} 俊則^{としのり}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

令和 6 年度 事件 決議

第23号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

第2 制定の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について、引用する同法の題名を改める（改正前の本則の表67の8の部関係）。

第3 施行期日

令和6年4月1日

第31号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

ア 建築基準法の一部改正に伴い、既存不適格建築物について市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、接道義務又は道路内建築制限について適用を除外することができることとなったため、当該認定の申請に関する手数料について所要の整備を行う。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、法第1条の目的規定に「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図る旨が追加されたことを踏まえ、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の題名が改められたことに伴い、引用する法及び省令の題名を改める。

2 制定の概要

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

ア 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料を新設する（別表第4関係）。

イ 引用する法及び省令の題名を改める（別表第4関係）。

3 施行期日

(1) 令和6年4月1日

第37号議案 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）の制定等により、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに変更されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う。

第2 制定の概要

（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、婦人相談所の名称を女性相談支援センターに改める（第7条関係）。

第3 施行期日

令和6年4月1日

第41号議案 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

- (1) 現在、県では、収入が一定の基準を超えない旨の要件（以下「収入要件」という。）を満たすことを普通県営住宅への入居の条件の一つとしており、子育て世帯等については収入要件をその他の世帯と比べて緩和している。
- (2) 今般、子育て世帯が減少傾向にある中、少子化に歯止めをかけるために子育て世帯等が暮らしやすい住まい・住環境の確保を図る必要があることから、子育て世帯等が必要な期間に切れ目なく低廉な県営住宅に入居できるよう収入要件の緩和の対象を拡大する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 入居者が、次に掲げる場合にあつては、入居者の収入の上限額を259,000円とする（第7条関係）。
 - ア 同居者に18歳未満の扶養親族である者又は児童福祉法の規定により里親である入居者若しくは同居者に委託されている児童（現行：中学校を卒業するまでの者）がある場合
 - イ 配偶者又は婚姻の予約者のない者であり、かつ、同居者に20歳未満の扶養親族である子又は里親である入居者に委託されている児童がある場合（現行：上限額214,000円）
- (2) 入居者が、同居者のない者であり、かつ、40歳未満である場合にあつては、入居者の収入の上限額を214,000円（現行：158,000円）とする（第7条関係）。
- (3) 兵庫県地域創生条例の規定により講ずる施策に係る事業の用に供するものとして別に定める普通県営住宅について、入居者に県内に住所を有する親があり、かつ、同居者に18歳未満の扶養親族である者又は里親である入居者若しくは同居者に委託されている児童（現行：中学校を卒業するまでの者）がある者は、県外に住所を有する場合であっても、現に県内に住所又は勤務場所を有する旨の要件を満たす者とみなすものとする（附則第7項関係）。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の引用条文を改める等規定の整備を行う（第7条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

第42号議案 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の規定が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を付加している。
- (2) 法の一部改正により、建築物の防火規制が緩和され、耐火建築物の主要構造部（建築物の倒壊の防止、延焼、火災拡大の防止等を目的とする防火上主要な部分をいう。）のうち、防火上及び避難上支障が生じる部分（以下「特定主要構造部」という。）についてのみ耐火構造等とする必要があるとされること等を踏まえ、条例で付加する基準の適用等について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 老人福祉施設等及び重層長屋については、特定主要構造部についてのみ耐火構造とする必要があるものとする（第17条の2及び第25条関係）。
- (2) 建築基準法施行令（以下「政令」という。）で定める耐火性能を有する建築物に対する条例の規定の適用については、特定主要構造部のみを耐火構造とみなすものとする（第27条の3関係）。
- (3) 政令の引用条文を改める（第25条、第27条の3及び第27条の4関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

第43号議案 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 県は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（以下「条例」という。）において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電施設等の設置及び管理に係る計画（以下「事業計画」という。）の届出制を創設する等、その設置及び管理に関して必要な事項を定めている。
- (2) 近年、激甚化する豪雨等の自然災害により太陽光発電施設が設置された斜面において崩落事故が発生するなど、防災面への不安が高まっているほか、太陽光発電施設等の自然環境への影響及び太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に対して社会的に関心が高まっている状況を踏まえ、良好な環境及び安全な県民生活を確保するため、災害の危険性が高い太陽光発電施設の設置等について許可制を創設するとともに、自然環境を含む地域環境との調和を図ること及び太陽光発電施設等の廃止後において適切な措置を行う責務が設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。）にあることを明確化する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 条例の目的である地域環境との調和に関し、地域環境に自然環境が含まれていることを明確化する（第1条及び第6条関係）。
- (2) 設置者は、太陽光発電施設等の廃止後においても、地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならないものとする（第5条関係）。
- (3) 建築基準法に規定する災害危険区域等の区域は、太陽光発電施設等の事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに当該地域の居住者等に安全上又は避難上の支障を及ぼすおそれがない場合及び災害危険区域等の区域の変更により事業区域の全部又は一部が災害危険区域等の区域にあることとなる前に太陽光発電施設等の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）に着手した場合を除き、事業区域としてはならないものとする（第5条の2関係）。
- (4) 設置の許可等（第7条の2から第7条の4まで関係）
 - ア 太陽光発電施設（事業区域の面積が5,000平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）のうち、事業区域に森林法に基づく民有林を含み、その設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下「設置工事」という。）において切土又は盛土をする当該民有林の土地の面積が3,000平方メートルを超えるものを設置しようとする者（国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）を除く。）は、当該設置工事に着手する60日前に、事業計画を記載した申請書に(5)の説明の実施状況を記録した書類

(以下「近隣説明実施記録」という。)を添えて提出し、当該太陽光発電施設の設置について知事の許可を受けなければならないものとする。この場合において、当該申請書を提出した者は、太陽光発電施設等(太陽光発電施設及び出力が1,500キロワット(環境影響評価に関する条例に規定する特別地域に設置するものにあつては、500キロワット)以上の風力発電施設に限る。(8)を除き、以下同じ。)の設置工事を行うために事業計画の届出をした者とみなすものとする。

イ アにより許可を受けた設置者は、当該許可に係る事業計画に定める事項のうち設置工事の着手予定日等の変更をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する30日前に、事業計画を記載した申請書に近隣説明実施記録を添えて提出し、知事の許可を受けなければならないものとする。この場合において、当該申請書を提出した者は、設置工事の着手予定日等の変更の届出をした者とみなすものとする。

ウ 知事は、ア及びイの許可の申請があつた場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項その他の災害の防止に関して必要な基準として知事が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、ア及びイの許可をしてはならないものとする。

エ 知事は、ア及びイの許可には、防災上必要な条件を付することができるものとする。

オ 知事は、偽りその他不正な手段によりア若しくはイの許可を受けた者、ウに違反している者又は条例の規定に基づく処分に違反した者若しくは当該違反の事実を知つて、当該違反に係る太陽光発電施設を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る太陽光発電施設を使用する権利を取得した者に対して、この条例の施行に必要な限度において、ア又はイの許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができるものとする。

(5) 設置者は、(4)ア又はイの許可を申請する前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則に定める者に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならないものとする(第8条関係)。

(6) 設置者は、事業計画の届出又は(4)ア又はイの許可を申請する前に、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他規則で定める法令等に規定する手続を行わなければならないものとする(第8条の2関係)。

(7) 太陽光発電施設等の設置工事を行うために事業計画の届出をした者は、当該設置工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないものとする(第9条関係)。

(8) 知事は、条例の施行に必要な限度において、当該職員に太陽光発電施設等の事業区域等に立ち入り、検査又は質問させることができるものとする(第12条関係)。

(9) 知事は、(4)ア又はイの許可の申請があつた場合において、当該申請の内容が施設基準に適合しない又は(3)若しくは(6)に違反すると認めるときは、当該申請をした者に対し、必要な指導又は

助言をすることができるものとする（第13条関係）。

(10) 勧告（第14条関係）

ア 知事は、設置者又は管理者（太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。）が(8)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたと認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができるものとする。

イ 知事は、事業区域における土砂の流出その他の災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができるものとする。

ウ 知事は、アの勧告をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(11) 措置命令（第14条の2関係）

ア 知事は、事業区域における土砂の流出その他の災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、(4)ア又はイの許可を受けた設置者又は当該許可に係る太陽光発電施設の管理者に対し、災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

イ 知事は、(4)ア又はイ（設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をしようとする場合についてこれらを準用する場合を含む。）に違反して設置工事を行った者に対し、当該設置工事を停止し、太陽光発電施設を撤去し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

ウ 知事は、条例の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を行わない場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対して当該勧告に係る措置を行うべきことを命ずることができるものとする。

エ 知事は、アからウまでの命令をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(12) 罰則

ア (11)ア又はイに違反した者は、50万円以下の罰金に処するものとする（第19条関係）。

イ (4)ア又はイの許可の申請をせず、若しくは虚偽の申請をし、若しくは近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者又は(4)エにより付した許可の条件に違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする（第20条関係）。

ウ (11)ウに違反した者は、20万円以下の罰金に処するものとする（第21条関係）。

(13) その他規定の整備を行う（第7条、第16条、第22条、第23条及び附則第8項関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年10月1日

(2) 経過措置

2(3)、(4)、(6)、(7)、(10)イ、(11)ウ及び(12)ウに伴い、必要な経過措置を定める。

(3) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正

2(4)ア及びイの許可に関する事務、2(4)エの条件の付与に関する事務、2(4)オの許可の取消し等に関する事務、2(8)の立入検査に関する事務、2(10)ア及びイの勧告に関する事務、2(10)ウ及び(11)エの意見の聴取に関する事務並びに2(11)アからウまでの命令に関する事務を、新たに各市町が処理するものとする。

第84号～86号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立明石公園	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 明石公園は、管理運営にあたり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であり、県立都市公園における十分な管理運営実績及び豊富なノウハウを有する公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が、当該施設を堅実で良好かつ効果的に管理運営できる唯一の団体であると認められる。	
兵庫県立淡路夢舞台公園、兵庫県立灘山緑地及び兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 淡路夢舞台における経営ノウハウを活かし、ホテル及び各県立施設の管理運営を一元的に行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待できる。	
兵庫県営住宅（北播磨地区・西播磨地区・但馬地区・丹波地区・淡路地区）	神戸市中央区下山手通四丁目18番2号 兵庫県住宅供給公社 理事長 西谷 一盛	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 管理住戸が広範であるため、広域的な事業執行及びきめ細やかな管理運営が必要な施設であることから、これまでの県営住宅の管理実績と、そこで蓄えられたノウハウを基に、効率的で適正な管理運営が期待できる。	